

第7章 環境の保全及び創造のための措置

本事業は、大阪第6 地方合同庁舎（仮称）の庁舎屋上に新たにヘリポートを設置するものであり、環境の保全及び創造のために講じることを予定している措置は、以下に示すとおりである。

7.1 工事計画

環境の保全及び創造のための措置として建設機械の稼働や工事用関連車両が周辺環境に及ぼす影響を可能な限り低減するよう配慮する。

7.2 交通計画

計画ヘリポートの運用目的は自然災害時等の調査及び情報収集活動を主としており、これに伴う新たな交通はほとんど発生しない。

7.3 緑化計画

計画ヘリポートは大阪第6 地方合同庁舎（仮称）の庁舎屋上に設置するため、緑地は設置しない。

7.4 廃棄物に関する計画

施設の供用時・建設工事中共に、本事業から発生する廃棄物を最小限に抑えることで、可能な限り発生量の抑制・再利用に努める。

7.5 環境保全計画

ヘリポートの運用時間は原則として日出から日没までとするほか、ヘリコプターの待機時間の短縮に努めるなど、周辺環境に及ぼす影響を可能な限り低減するよう配慮する。

7.6 大阪市環境基本計画の推進

本事業の実施にあたっては、大阪市環境基本計画に定められた5つの戦略である「地域、市民、事業者との連携強化」、「経済、社会、環境の統合的な向上」、「持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用」、「国際展開の強化」、「持続可能で効果的な行政運営」に配慮し、前述の環境の保全及び創造のために講じることを予定している措置を行うことで、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」の実現に向けた計画の推進に努める。

7.7 環境保全対策についての検討の経過

本事業の実施に伴う環境保全対策の検討は、以下に示すとおりである。

- ① 事業計画地が市街地に位置し、周辺に住居、病院、学校等の特に環境の保全に配慮すべき建物が存在することから、ヘリコプターの運用時間を原則として日出から日没までとし、待機時間の短縮に努めることとした。
- ② 飛行ルートについては、計画飛行ルートを遵守し、ヘリコプターが安全に離着陸できる範囲内で、住居、学校、病院等の建物から離れたルート（例：東側進入表面である大阪城外堀の上空）を飛行することとした。
- ③ 北側の安全表面下には環境保全施設が存在することから、安全性に配慮しながら速やかに飛行高度を上昇させ、飛行ルートとの距離の確保に努めることとした。